

鹿児島大学農学部基金 募金趣意書

鹿児島大学農学部基金へのご寄附のお願い

～持続可能な農林食産業の発展に貢献する人材養成のために～

鹿児島大学農学部及び大学院農林水産学研究科（農学系）では、日本で有数の食料基地に位置し、温帯から亜熱帯へ南北 600km にも及び多様な自然環境を背景にフィールド教育を重視し、豊かな人間性と現場での実践力や応用力、広い視野と国際性を持った、新しい時代に向けた創造性豊かな人材の養成に努めるとともに、地方創生に向けた農林業を志す人材の養成に努めております。

このたび、農学分野の教育研究の更なる機能強化を図り、農学分野の時代をリードする人材の育成を図るために「鹿児島大学農学部基金」を設立いたしました。

つきましては、皆様の格別のご支援を賜りたいと存じますので、何卒、本基金の趣旨にご賛同いただき、ご寄附を賜りますよう切にお願い申し上げます。

鹿児島大学農学部長
寺岡 行雄

基金の用途

対象事業	内 容
農学部等の教育研究の充実に関する事業	教育研究活動の推進・充実、特に学生実習に必要な経費や学生厚生 of 充実資する事業の支援を行う。
農学部等の国際交流の促進に関する事業	大学院生の国際学会（海外開催）での発表や若手教員の在外研究等の海外派遣事業の支援を行う。
農学部等の施設及び環境の整備充実に関する事業	教育活動環境の整備・充実に資する事業の支援を行う。
その他農学部基金の目的達成に必要な事業	その他、農学分野の教育研究の振興に資する事業の支援を行う。
※上記のほか、鹿大「進取の精神」支援基金の管理運営を円滑に行うことを目的として、本基金に対する寄附金の一部を鹿大基金の全学共通経費として使用させていただきます。	

【寄附金による税制上の優遇措置】

○ご寄附者様が個人の場合

所得税の控除：

寄附金額（総所得額の40%が限度）から2千円を除いた額を所得金額から控除することができます。

住民税の軽減：

お住まいの都道府県・市区町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定している場合、寄附金額（総所得額の30%が限度）から2千円を除いた額に対し、都道府県は4%、市区町村は6%を乗じた額が、翌年の住民税から控除されます。

○ご寄附者様が法人の場合

法人税法により、寄附金の全額を損金算入することができます。

税制上の優遇措置について詳しく見る

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/kifukin/cat1352/zeisei.html>

寄附金の受入れの制限

次に該当する寄附金は、受け入れることができません。

- ・寄附金により取得した資産を寄附者に無償で譲与すること。
- ・寄附金による研究の結果、特許権又はこれに類する権利が生じた場合、これを寄附者に無償で使用させ、又は譲与すること。
- ・寄附金の使用について、寄附者による財務監査が義務づけられているもの。
- ・寄附金を受入れた後、寄附者が自己の意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができるもの。

ご寄附をいただいた方の顕彰

鹿児島大学農学部基金へご寄附をいただいた皆様には、領収書とともに鹿児島大学長よりお礼状をお送りいたします。また、ご芳名および寄附金額を農学部ホームページに掲載いたします。

（ご芳名、寄附金額の掲載にそれぞれ同意された方に限ります。）

ご寄附の手続き

鹿児島大学農学部基金へのご寄附は、「鹿大『進取の精神』支援基金」の制度を通じてお手続きいただけます。専用ウェブページからお申し込みいただけますと、クレジットカード／コンビニエンスストア／インターネットバンキング（Pay-easy）等の支払い方法を選択できます。

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/kifukin/>

お問い合わせ先

鹿児島大学 農学部共同獣医学部等事務部総務課総務係

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番24号 電話: 099-285-8515